

川崎市議会における政務 活動費の問題

2025年5月10日（土）

かわさき市民オンブズマン

小林展大

1

第1 自己紹介

- ・ 小林展大（川崎合同法律事務所 弁護士 68期）
- ・ 神奈川県弁護士会情報問題対策委員会所属
- ・ 県内自治体の情報公開・個人情報保護審査会委員及び情報公開運営審議会委員等
- ・ 情報公開請求（川崎市議会議員海外視察について）
- ・ 政務活動費住民訴訟（2019年度分～2023年度分）
- ・ 諮問遅延国賠訴訟（本人訴訟、6／10控訴審判決予定）

2

第2 川崎市議会における政務活動費に関する問題点

- 1 占い師への政務活動費の支出、正体不明の印刷業者への政務活動費の支出
- 2 按分しない広報広聴費
- 3 議員のPR費用化の疑い

3

第2 川崎市議会における政務活動費に関する問題点

● 占い師への政務活動費の支出

- ・ 占い師としての肩書のあるホームページ
- ・ パーソナルコンサルタント
- ・ 議会質問にあたっての調査等のコンサルティング
- ・ 議員の議会質問後の日に交付された調査報告書

4

調査報告書

〇〇様

☆☆年6月21日

件 名	〇〇に関する調査報告
調査期間	☆年☆月☆日～☆年☆月☆日
調査結果 内容	〇〇について事例収集し報告しました。 データ解析結果について報告いたしました。
備考	参考リンクURL 〇〇について <u>http://.....</u> 〇〇について <u>http://.....</u>

5

第2 川崎市議会における政務活動費に関する問題点

●正体不明の印刷業者への政務活動費の支出

- ・ 商業登記簿はあるが、ホームページはない
- ・ 従業員の有無は不明
- ・ 異常に高額な印刷単価（1部あたり約190円、約288円等）
- ・ 一見して明らかではないデザインやレイアウトの技術・能力の高さ、印刷物の質の高さ

6

第2 川崎市議会における政務活動費に関する問題点

●正体不明の印刷業者への政務活動費の支出

- ・ 正体不明の印刷業者の代表取締役を呼出で人証申請、採用
- ・ 正当な理由のない証人尋問への不出頭

7

2 按分しない広報広聴費

市 政 報 告 記事本文 キャッチコピー	顔 写 真 プロフィール 経 歴 議員事務所連絡先
--	---

8

2 按分しない広報広聴費

川崎市政務活動費の手引きの記載

●広報広聴費

- ・内容により政務活動と関連性を個別に判断。必要に応じ、適切な按分によって支出

- ・会派の広報紙及び議員個人の広報紙については、政務活動に明らかに関連しないものを除いて支出可能

- ・政務活動と無関係な内容等が含まれている場合には、紙面の面積に応じ適切に按分し、その限度で支出可能

●合理的な区分が困難な場合の按分の考え方＜参考＞

「政務活動＋（後援会活動又は政党活動）」

政務活動 1 / 2、後援会活動又は政党活動 1 / 2

9

2 按分しない広報広聴費

議員の顔写真、プロフィール、経歴等の記載は、選挙に当たって市民が議員に関する情報を得るのに資するものであるとしても、市民が市政に関する情報を得るに当たっては、必ずしも必要不可欠な情報であるとは認められず、上記のような市政報告を作成、発行することは、市政に関する情報を市民に広報する調査研究活動としての側面を有する一方、市政報告に係る上記掲載内容を踏まえると、結果として、議員自身及びその活動実績をも市民に印象付けることによって支援者を獲得、保持するなどの選挙活動、後援会活動としての効果を有することも、直ちに否定することはできない（仙台高等裁判所2022年12月21日判決等）。

→ 2 分の 1 を超える支出を用途基準に沿わない違法なものと判示

10

2 按分しない広報広聴費

広報広聴費としての政務活動費の支出は2分の1を超える部分を使途基準に沿わない違法なものと主張

少なくとも紙面の面積に応じて按分していない部分は違法なものと主張

11

3 議員のPR費用化の疑い

- ・ 政務活動費支出額における広報広聴費の占める割合は約56.6%
- ・ 政務活動費支出額における広報広聴費の占める割合が約70%を超える議員もいる
- ・ 政務活動費の支出額における調査研究費の占める割合は約3%未満

12

横浜市職員措置請求書

横浜市市長に関する措置請求書

1 請求の趣旨

市長は、市会議員に対して政務活動費として毎月 55 万円という全国でも最高額にちかい高額を支給しています。そして市議は使用せず残金が出た場合には返還することになっています。

昨年 7 月に令和 5 年度の政務活動費について領収書が公開されました。

政務活動費をチェックすることになっている市会事務局からは、「提出されている領収書のチェックは日付と金額だけ」とのことで提出されている領収書をいちいちチェックはしないそうですが、私たちが令和 5 年度の全ての領収書をチェックしたところ不適切な使用ではないかと思われるものが多数確認されております。それらについて市長は返還請求権を怠っています。

市長が返還請求権を行使しないことにより、市会議員の政務活動費の不適切使用は容認され、好き勝手な市税の無駄遣いが横行が発生しているのではないかと疑わざるをえません。これは違法・不当なことです。

市長は議事課職員にたいしてチェック機能をきちんと働かすように指示する義務があります。そして不適切使用については返還請求権を行使し、市財産の回復をすべきです。

なお令和 5 年度の領収書については、令和 6 年 4 月に横浜市に提出され、令和 6 年 7 月に公開されたものであり、私どもが確認できたのはそれ以降のことです。そのため「財務会計上 1 年経過」には当たりません。

2 請求人 (代表者) ○○ ○○

地方自治第 242 条第 1 項の規定により、別紙事実証明書を添え、必要な措置を請求します。

令和 7 年 3 月 19 日

横浜市監査委員宛て

3 使用が適切ではない領収書(事実証明書の一覧と説明)

その 1

議員が 70 万円を超える高額を現金で支払いその領収書も手書きというものがあります。

そもそもそのような高額を現金で支払うなど市民感覚としてありえないことです。

しかも提出されているのは手書きの領収書であり信用に値しません。ほとんどの議員が、タウン誌への支払いが高額なため、金融機関を通して支払っていることを考えても納得がい

きません。市長は返還させるべきです。

タウン誌への支払いに関してですが、令和5年度末の令和5年2月24日に翌年度分を支払っている事例が確認されております。明らかに市に返還すべき税金です。

その2

タウン誌への支払いが令和5年において総額で6600万円となっております。前年度8000万円を超えていました。タウンニュースは街中でくばられているフリーペーパーですが、実際には政務活動費を通して税金が投入されていることになります。

ほとんどの市民はこの事実を知りません。

また55万円のうち人件費や事務所費に半額を使っている場合は、1回の掲載料が20万円を超えていけば月の政務活動費はそれだけで使いきってしまいます。しかも議員個人の顔写真が大きく掲載されていたり、文書も原稿用紙一枚ほどでのものであり、政務活動とはほど遠い、自己宣伝でしかありません。

市長は政務活動費がタウン誌掲載に過剰に使われていることを、チェックし抑制する義務があります。

その3

日本会議という神社本庁の差配する団体からの資料購入として20名の議員が同じ資料を購入していました。何でも欲しがらる子供ではないのですから同じ資料をみなで購入する必要はありません。

その4

維新の議員が倫理研究会なる宗教団体が差配する啓発団体の会費を支払っていました。自身の「精神修養」のための活動に政務活動費は使えません。

その5

3名の議員が令和5年7月26日から27日にかけての鹿児島市へ視察旅行に出かけた関係の領収書がありました。

内容的には初日に鹿児島市役所で火山灰対策の説明を受けたのち施設の一部を見学しホテル宿泊。翌日に知覧特攻平和会館と鹿児島市観光農園をめぐるというものでした。

しかしながら鹿児島市火山灰対策課での対応が2時間30分、知覧特攻平和会館の見学は90分、観光農園での鹿児島市からの説明はたった10分という極めて短時間のものでしかないのに、宿泊ホテルは皇族も宿泊する市内随一の高級ホテルでした。

鹿児島市の火山灰対策課はインターネット上にその施策を詳しく掲載しておりますが、火山灰の収集から最終処分までにはいくつもの段階があり、とても2時間30分で見て回ることにはできませんし、観光農園の視察にいき10分の説明で良いとするのはあまりにも失礼な行為と感じられました。

そこで今回この視察に関して情報公開請求をしたところ、議長から「不存在」との不開示決定をいただきました。この「不開示決定」について議事課職員にお聞きしたところ「記録を作成し資料などを議員がもっていると思いますが、議長に提出されていないので議長が所

持していない」とのことでした。

横浜市の「政務活動費の手引き」の 17 ページには確かに「宿泊をとまなう視察」を実施した場合には「活動年月日、活動場所、相手方、参加者、活動目的、活動内容、経費等を記録した書類・資料などを整えておく必要がある」とありますが、その「書類・資料」を「議長に提出する」との規定がありません。

これでは多額の税金を使って視察旅行をしておきながら、そこで議員が得た見解や知見が市民に届けられることはありません。

市長は本来なら、「視察報告書」の提出がない以上、政務活動費の使用を禁止すべきですが、そのような措置はとっていません。

ちなみに神奈川県議会では、宿泊をとまなう視察を行なった場合には「政務活動費（県外・国外）支出票」という形で報告書を提出することになっており、政務活動費の公開と同時に公開されています。

神奈川県から独立するとの考えをもちながら、神奈川県議会からも遅れた実態はいかなもののでしょうか。「宿泊をとまなう視察についての書類・資料」は、きちんと議長に提出させるのが市長の義務です。

また議会事務局は議員の「記録を作成し資料などを保管する義務」について「監査や裁判になったときのため」と説明しております。「視察報告書」は議員が得た見解や知見を広く市民に伝えるためのものであり、議会事務局職員の認識はまちがっています。

政務活動費の不適切使用について、市長は返還請求をすべきであり、市財産がきちんと回復されることを望みます。

令和 5 年度	政務活動費	集計	タウンニュース社	領収分
自民	143 件	2740 万		
立憲	42 件	835 万		
公明	91 件	1984 万		
共産	26 件	437 万		
維新	10 件	228 万		
諸派	23 件	452 万		
総計	335 件	6676 万	一件あたり 20 万	

政務活動費総計（令和 5 年 5 月から令和 6 年 3 月まで）は 5 億 1664 万円ですから、約 13 パーセントをしめています。

東京新聞
2024年
3月19日

横浜市議の政活費 適正使用を求める

市民が市議会議長に陳情書

横浜市議の政務活動費（政活費）の支出関連資料を閲覧する市民団体の平野英子さん（78）は4日、政活費の適正使用を求める陳情書を鈴木太郎議長に提出した。

件、総額8千万円に上るタウン誌への意見広告の掲載の見直しを要望。さらに自民党市議の支出を巡り①慶応大学通信教育部の学費12万円②保守系団体「日本会議」の会員（会費1万円）向け機関紙の年間購入費（市議25人分の計25万円）③世界平和統一家庭連合

（旧統一教会）系団体の雑誌と新聞の購読費について「市政の調査研究のために必要なのか疑問だ」として返還や是正を求めた。

市議会は7月末に一部の収支報告書と領収書を議会図書室に配架した。閲覧者は写しがほしいとき、職員と一緒に資料を持ち出し、同じ階の刊行物販売コーナーの有料コピー機で印刷ができる。平野さんは資料の紛失防止の観点から図書室へのコピー機の設置と領収書のネット公開も要請した。（阿部博行）

2024年
9月6日

「金融機関利用」を不採択

横浜市議会委 政活費支払い巡る請願

横浜市議会の市会運営委員会は18日、政務活動費（政活費）の支払い方法の透明性を担保するため、現金による授受をなくして金融機関の利用をルール化するよう求めた請願を不採択にする決めた。

委員会は構成する5会派のうち、自民党、公明党、立憲民主党、日本維新の会は「支出内容や支出方法は、それぞれの会派や議員自身が適切な扱いに努めることが重要」などとして、不採択の意向を表明。共産党は「税金の使い方の透明化を図っていく意味で請願を採択するべきだ」と主張したが、出席者が委員の代理だったため、意見を述べることができなかった。請願を不採択とする委員会の審査結果は議長に報告され、本会

議で採決される。傍聴した請願者の平野英子さん（77）は「横浜市戸塚区は「不正防止のため、現金授受や手書きの領収書はやめるべきなのに、県議会にならって10万円超の支払いを振り込みにすることをなぜ嫌がるのか理解に苦しむ」と不満を漏らした。（阿部博行）

政活費の透明性確保を

監査請求 意見陳述、市も検討意向

横浜 横浜市議の政務活動費（政活費）の使い方が不適切だと、市長に返還請求を求め、住民監査請求の意見陳述が21日、市役所であった。



横浜市議の政務活動費の透明性確保を求める請求人（手前）と監査委員

横浜市役所

請求人は手書きの領収書や議員視察の内容が不明な点などを問題視し、制度の改善を求めた。市議会局は請求棄却を訴えつつ、市議を交えて透明性の確保を検討する意向を示した。

横浜市会（定数86）は、調査研究や広報などに使える政活費を市議1人当たり月額55万円支給している。請求人の男性（66）らは領収書のチェックを重ね、3月に監査請求していた。

意見陳述で請求人は、地域情報紙の広告掲載料約70万円の支払いについて、振り込みではなく現金で手書き領収書の写しを提出しているケースを指摘。返還義務がある残余金を翌年度分の支払いに充てている点な

ども追及し、議員視察の内容を検証できないとして報告書の公開を求めた。議会局は「違法・不当とは言えない」と主張、判例を基に「問題ない」との認識を示した。

双方の陳述を受け、監査委員の前田一弁護士は「政務活動に関わる支出が客観的に分かることが大切」と指摘。広告掲載紙や議員視察報告書などの提出も必要だとし、議会局は議員と対応を検討すると応じた。

監査委員は請求日から60日以内に「勧告」「棄却」

「却下」を決定する。期限は5月18日。
（加地紗弥香、武田晃裕）

横浜市議政活費支出「透明性の確保を」

監査委が指摘

横浜市の政務活動費（政活費）に不適正使用の疑いがあるとして、市民が市長に対して、議会担当職員に適切なチェックをさせるよう求めた監査請求の意見陳述が21日、市庁舎の監査委員会議室で開かれた。市側は請求棄却を求めたが、監査委員に支出の透明性をどう確保しているのか問われ、答えに窮する場面

もあった。

市民は政活費を巡り、70万円超の支払いを裏付ける領収書が手書きなのは不当▽情報紙1社への広告掲載料が年6600万〜8千万円に上るが、内容は自己宣伝で不当▽視察報告書の提出を不要とする運用は不透明―などと主張。内容に踏み込んだチェックを議会担当職員に要求した。

市側は「条例や規則、手引に従って運用をしており、違法、不当はない」と反論したが、監査委員は「透明性の確保の見地から

銀行振り込みとし、説明責任が客観的に担保されているかチェックするべきだ。視察報告書はなぜ他の政令市のように議長に提出させないのか」と指摘した。それに対し、市側は「ご意見を会派議員と議論して検討したい」などと繰り返し返した。

（阿部博行）

↑ 神奈川新聞

2025年
4月22日

東京新聞 →

会議録

発言一覧

発言単位

発言単位

会議録を表示します。

横浜市 令和 6 年 市会運営委員会 03月18日 - 08

文字拡大

文字縮小

「付箋アイコン」・・・対象の発言、または会議に登録されている付箋を表示します。

URL表示

印刷

令和 6 年 市会運営委員会

市会運営委員会記録

◇開会年月日	令和 6 年 3 月 18 日 (月)
◇場所	運営委員会室
◇時間	午前 9 時 00 分開会 午前 9 時 04 分閉会
◇出席委員	13 人
委員長	大桑正貴君 (自民党)
副委員長	望月康弘君 (公明党)
副委員長	大岩真善和君 (立憲党)
委員	青木亮祐君 (自民党)
委員	黒川 勝君 (自民党)
委員	高橋のりみ君 (自民党)
委員	山田一誠君 (自民党)
委員	木内秀一君 (公明党)
委員	竹野内 猛君 (公明党)
委員	田中ゆき君 (立憲党)
委員	藤崎浩太郎君 (立憲党)
委員	田中紳一君 (維新会)
委員	山田桂一郎君 (維新会)

議長	瀬之間康浩君
副議長	福島直子君
◇欠席委員	3 人
委員	伏見幸枝君 (自民党)
委員	横山勇太郎君 (自民党)
委員	みわ智恵美君 (共産党)
◇委員外議員	3 人
委員	磯部圭太君 (自民党)
委員	渋谷 健君 (自民党)
委員	宇佐美さやか君 (共産党)
◇傍聴議員	なし
◇出席理事者	
副市長	
総務局長	

平原敏英君
松浦 淳君
ほか関係職員

◇議会局	
議会局長	
副局長兼市会事務部長	

豊 基信君
杉本尚子君

政策調査等担当部長
議事課長
調整等担当課長

本多 修君
金川 守君
小島康文君
ほか関係書記

◇議題

1 請願審査

(1) 請願第60号 政務活動費の適正使用について

2 その他

△開会時刻 午前9時00分

△開会宣告

○大桑正貴委員長 ただいまから市会運営委員会を開会いたします。

△委員席の指定

○大桑正貴委員長 委員席につきましては、ただいま御着席のとおり指定いたします。

望月	黒川	高橋(の)	横山(勇)	伏見	青木	山田(一)	みわ
副委員長	委員	委員	委員	委員	委員	委員	委員
大桑							
委員長							

大岩	竹野内	木内	藤崎	田中(ゆ)	山田(桂)	田中(紳)
副委員長	委員	委員	委員	委員	委員	委員

○大桑正貴委員長 本日は、横山勇太郎委員が欠席で代理として渋谷議員が、また伏見幸枝委員が欠席で代理として磯部議員が、またみわ委員が欠席で宇佐美議員が代理として出席いたしますので、御了承願います。

△議題1・請願審査

○大桑正貴委員長 それでは、議題に入ります。

まず、議題1の請願審査の(1)請願第60号を議題といたします。

請願第60号 政務活動費の適正使用について

○大桑正貴委員長 まず、請願の要旨等について、局長より説明願います。

なお、説明は着座のままでお願いいたします。

◎豊議会局長 請願第60号につきましては、資料1を御覧願います。

件名は、政務活動費の適正使用について。受理は令和6年2月5日。請願者は戸塚区の平野さん。紹介議員は井上さくら議員でございます。

請願の要旨ですが、2項目ございます。

1つ目は、政務活動費に不適切な支出の疑いがあるため、適正なものか調査し、市民に対し説明されたいというもの。

2つ目は、10万円を超える政務活動費の支払いは、原則、金融機関を通した振込にすることを検討されたいというものでございます。

説明は以上でございます。

○大桑正貴委員長 それでは、各会派の御意見をお伺いいたします。

◆高橋のりみ委員 自民党といたしまして、この政務活動費の手引におきましては、政務活動費の執行に当たっては、まず条例で定める政務活動費を充てることができる経費の範囲内の内容であること、2つ目、適正な手続がなされていることなどを留意の上、会派または、議員の責任において適切に取り扱うことが原則とされております。支出の内容や支出方法につきましては、市民の皆様から疑義が生じないためには、まずはそれぞれの会派や議員自身が政務活動費の適切な取扱いに努め、収支報告書や領収書等を公開していくことがこれまでどおり重要だと考えております。

これを踏まえまして、我が会派といたしましては、政務活動費を活用し、調査・研究、その他の活動を積極的に行い、議会機能の強化を図るとともに、引き続き政務活動費の適切な取扱いに努めたいと考えております。このため、今回の請願に関しましては不採択という扱いでお願いいたします。

◆竹野内猛委員 政務活動費につきましては、透明性を高めるための取組として、令和5年5月分以降に交付されたものについて、収支報告書を市会ホームページに掲載すること、また領収書等を市会図書室に配架することを既に決定しております。

公開を通じて市民への説明責任を果たす意味でも、今自民党の高橋委員からお話ありましたとおり、それぞれの会派や議員自身が引き続き政務活動費の適切な取扱いに努めることが重要だと考えておりますので、我が会派としては不採択と考えております。

◆藤崎浩太郎委員 政務活動費につきましては、今両委員からもお話ありましたけれども、それぞれの会派や議員自身が適切に取り扱うものとして原則とされてきました。また、公開性の向上についても取組が進められてきているところです。

我が会派としましては、引き続き適切な取扱いに努めていきたいと考えます。よって、本請願については不採択でお願いいたします。

◆山田桂一郎委員 我が会派といたしましても、同様に不採択でお願いいたします。

◆宇佐美さやか議員 本日代理ですので、意見表明だけいたしますけれども、日本共産党市議団としても、私たち全ての領収書は公表しておりますし、やっぱり税金の使い方ということで、しっかり透明性を図っていくという意味ではこの請願を採択すべきと考えます。

○大桑正貴委員長 ただいま各会派から意見表明がありましたので、採決に入りたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○大桑正貴委員長 それでは、採決いたします。

採決の方法は挙手といたします。

本件については、採択すべきものとすることに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手）

○大桑正貴委員長 挙手なし。

よって、請願第60号については不採択とすべきものと決定いたします。

ただいま請願第60号について結論を得ましたので、請願審査報告書を議長宛てに提出させていただきます。

△議題2 その他

○大桑正貴委員長 次に、議題2のその他について、何かございますでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○大桑正貴委員長 それでは、本日御協議いただくことは以上でございます。

次回の委員会ですが、3月26日火曜日、午後1時開会でお願いいたします。

△閉会宣告

○大桑正貴委員長 これをもって市会運営委員会を閉会いたします。

△閉会時刻 午前9時04分

市会運営委員会

委員長 大桑正貴

↑ ページ上部へ

令和 3 年度 領収書等添付様式

年月日	令和3年4月9日	整理番号															
項目	調査研究費																
目的・内容等																	
慶應義塾大学経済学部普通課程																	
領収書等添付欄 ※重ならないように貼付してください。																	
学費等振込金領収証 慶應義塾大学通信教育部 <table border="1"> <tr> <td>依頼日</td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td>金額</td> <td>¥120,000</td> </tr> <tr> <td>振込先 銀行</td> <td></td> </tr> <tr> <td>受取人</td> <td>慶 應 義 塾</td> </tr> </table> 2021 年度 4月学費 新入生 <table border="1"> <tr> <td>依頼人</td> <td>学籍番号</td> <td>高橋 徳美</td> </tr> <tr> <td>所属</td> <td>経済学部</td> <td>普通課程</td> </tr> </table> 上記のとおり学費等振込金として 領収いたしました。 (取扱名) (取扱店→振込人) 3.4.9. ※貼りきれない場合等は継続用紙をご利用ください。				依頼日	年 月 日	金額	¥120,000	振込先 銀行		受取人	慶 應 義 塾	依頼人	学籍番号	高橋 徳美	所属	経済学部	普通課程
依頼日	年 月 日																
金額	¥120,000																
振込先 銀行																	
受取人	慶 應 義 塾																
依頼人	学籍番号	高橋 徳美															
所属	経済学部	普通課程															

◎領収書等の金額のうち、一部を政務活動費に充当した場合は、①、②のいずれかを記入

①按分による充当	按分率		充当額	円
②経費の一部充当	充当する部分		充当額	円

(注) 1 経費を按分率により按分して充当する場合は、①欄に按分率と按分後の政務活動費充当額を記載してください。

2 按分率とは関係なく、経費の一部を充当する場合は、②欄に充当する部分と政務活動費充当額を記載してください。

令和 3 年度 領 収 書 等 添 付 様 式

年月日	令和4年3月31日	整理番号	
項目	広報費		
目的・内容等			
タウンニュース紙記事掲載料			
領収書等添付欄 ※重ならないように貼付してください。			

タウンニュース

領 収 証

渋谷 健 様

収入印紙

¥ [Redacted Amount]

上記の金額正に領収いたしました。2022年3月1日

但し

2022年5/5号、6/25号南区版に掲載

振替名



(振替名は必ず記載)

本社 神奈川県横浜市西区みなとみらい3 045-913-4111

株式会社 タウンニュース社
代表取締役 知 成

110911E

領収金内訳

現金	
小切手	
手形	
租税	
合計	

お手数ですがお支払を
証明ください。

※貼りきれない場合等は継続用紙をご利用ください。

◎領収書等の金額のうち、一部を政務活動費に充当した場合は、①、②のいずれかを記入

①按分による充当	按分率		充当額	円
②経費の一部充当	充当する部分		充当額	円

(注) 1. 経費を按分率により按分して充当する場合は、①欄に按分率と按分後の政務活動費充当額を記載してください。

2 按分率とは関係なく、経費の一部を充当する場合は、②欄に充当する部分と政務活動費充当額を記載してください。

①②③

2 2

(裏)

1 収入

令和 3 年度政務活動費

234,850,000 円

2 支出

項 目	金 額 (円)	備 考
調査研究費	24,628,608	調査研究にかかる高速代、電車代、タクシー代、駐車代、会費、視察経費
研修費	804,899	市政報告会会費、研修会会費、勉強会会費、講習会会費、意見交換会会費、交通費
広報費	72,941,099	市政報告広報代、印刷代、郵送代、HP製作費、ポスティング料金、切手代
広聴費	150,234	アンケート、市民意識調査、印刷代、郵送費、切手代
要請・陳情活動費	0	要請・陳情にかかる高速代、電車代、タクシー代、駐車代、会費
会議費	804,019	会場借り上げ料、会議茶代、茶菓子代、会議にかかる交通費
資料作成費	73,503	意見交換、市政報告のための資料作成、印刷代
資料購入費	4,489,542	新聞代、書籍代、地図代、ネット購読料、政策資料代
人件費	62,800,222	政務調査員給与、社会保険料、賞与、短期バイト料
事務所費	42,645,723	事務所賃料、光熱水道費、駐車場代、更新料
事務費	25,512,151	事務用品、パソコン及び周辺機器、ネット料金、電話料金、消耗品、事務機器
合計	234,850,000	

3 差引き

0 円

経理責任者（議員）の氏名

川 口 広



(注意)

- 1 「2 支出」における合計金額の記載は、政務活動費の交付金額の範囲内となります。
- 2 「2 支出」の備考欄には、支出の主たる内容を記載してください。
- 3 会派に対する交付の場合のみに経理責任者の氏名の記載及び押印をしてください。

令和 4 年度 領収書等添付様式

年	令和5年2月24日	領収書番号
項目	広報費	
目的・内容等		

広告掲載料 (5/11号、7/13号、9/14号)

領収書添付欄 税額等がないように貼付してください。

領収証	
領収金内訳	117266E
現金	✓
小切手	
手形	
相殺	
合計	
※領収金内訳を記載してください。	
署名名	株式会社 株式会社 ユース社
代表取締役	代表取締役 知成
印	印
住所	〒1704-5301 東京都千代田区千代田 2-2-1
但し	2023年5月11日、7月13日、9月14日
上記の金額に領収いたしました。	2023年2月24日

¥1704,530

2023年2月24日

※貼りきれない場合は継続用紙をご利用ください。

◎領収書等の金額のうち、一部を政務活動費に充当した場合は、①、②のいずれかを記入

①政務活動による充当	税分率	税当額	円
②経費の一部充当	税分率	税当額	円

(注) 1 経費を税分率により税分して充当する場合は、①欄に税分率と税分後の政務活動費充当額を記載してください。

2 税分率とは関係なく、経費の一部を充当する場合は、②欄に充当する部分と政務活動費充当額を記載してください。

✓ ✓ ✓

令和 5 年度 領収書等添付様式

年	令和5年10月25日	領収書番号
項目	広報費	
目的・内容等		

広報誌作成費

領収書添付欄 税額等がないように貼付してください。

領収証	
領収金内訳	127758E
現金	
小切手	
手形	
相殺	
合計	
※領収金内訳を記載してください。	
署名名	株式会社 株式会社 ユース社
代表取締役	代表取締役 知成
印	印
住所	〒1704-5301 東京都千代田区千代田 2-2-1
但し	2023年10月25日
上記の金額に領収いたしました。	2023年10月25日

¥1704,530

2023年11月9日号

2024年1月1日号

2024年3月14日号

◎領収書

※貼りきれない場合は継続用紙をご利用ください。

た場合は、①、②のいずれかを記入

①政務活動による充当	税分率	税当額	円
②経費の一部充当	税分率	税当額	円

(注) 1 経費を税分率により税分して充当する場合は、①欄に税分率と税分後の政務活動費充当額を記載してください。

2 税分率とは関係なく、経費の一部を充当する場合は、②欄に充当する部分と政務活動費充当額を記載してください。

✓ ✓ ✓

令和 5 年度 領収書等添付様式

年月日	令和5年9月7日	整理番号
項目	資料購入費	
目的・内容等		
年間資料費		
領収書等添付欄	※重ならないように貼付してください。	

領収証清水 富雄様 No. _____

★ ￥10,000 ※

但 日本の恵吹・メールマガジン他年間資料代として

令和 5 年 9 月 7 日 上記正に領収いたしました

取入印紙	内訳	日本 会 日 本 会
税抜金額	〒153-0042東京都目黒区青葉台3-10-1-801	
消費税率等(%)	TEL03 (3476) 5611 FAX03 (3476) 5612	
コウゴウ ユウケイ		

同一会派の議員宛の領収証が19通ある

※貼りきれない場合は継続用紙をご利用ください。

◎領収書等の金額のうち、一部を政務活動費に充当した場合、①、②のいずれかを記入

①按分による充当	按分率	充当額	円
②経費の一部充当	充当する部分	充当額	円

(注) 1 経費を按分率により按分して充当する場合は、①欄に按分率と按分後の政務活動費充当額を記載してください。

2 按分率とは関係なく、経費の一部を充当する場合は、②欄に充当する部分と政務活動費充当額を記載してください。①②③

令和 5 年度 領収書等添付様式

年月日	令和5年9月7日	整理番号
項目	資料購入費	
目的・内容等		
資料購入費		
領収書等添付欄	※重ならないように貼付してください。	

領収証鈴木 太郎様 No. _____

★ ￥10,000 ※

但 日本の恵吹・メールマガジン他年間資料代として

令和 5 年 9 月 7 日 上記正に領収いたしました

取入印紙	内訳	日本 会 日 本 会
税抜金額	〒153-0042東京都目黒区青葉台3-10-1-801	
消費税率等(%)	TEL03 (3476) 5611 FAX03 (3476) 5612	
コウゴウ ユウケイ		

※貼りきれない場合は継続用紙をご利用ください。

◎領収書等の金額のうち、一部を政務活動費に充当した場合、①、②のいずれかを記入

①按分による充当	按分率	充当額	円
②経費の一部充当	充当する部分	充当額	円

(注) 1 経費を按分率により按分して充当する場合は、①欄に按分率と按分後の政務活動費充当額を記載してください。

2 按分率とは関係なく、経費の一部を充当する場合は、②欄に充当する部分と政務活動費充当額を記載してください。①②③

令和 3 年度 領収書等添付様式

年月日	令和4年2月28日	整理番号	
項目	資料購入費		
目的・内容等	書籍定期購読料金（世界平和女性連合）		
領収書等添付欄 ※重ならないように貼付してください。			
別紙参照			
※貼りきれない場合等は継続用紙をご利用ください。			

◎領収書等の金額のうち、一部を政務活動費に充当した場合は、①、②のいずれかを記入

①按分による充当	按分率	充当額	円
②経費の一部充当	充当する部分	充当額	円

(注) 1 経費を按分率により按分して充当する場合は、①欄に按分率と按分後の政務活動費充当額を記載してください。

2 按分率とは関係なく、経費の一部を充当する場合は、②欄に充当する部分と政務活動費充当額を記載してください。

①②③

行程表

令和5年7月26日(水)

9:20 羽田空港 発 — 11:05 鹿児島空港 着

移動・昼食

14:00 ～ 16:30 鹿児島市視察 「火山灰対策について(現地視察含む)」

16:30 視察終了

鹿児島市内宿泊

令和5年7月27日(木)

9:00 ホテル出発

移動

10:00 ～ 11:30 知覧特攻平和会館

移動・昼食

13:00 ～ 14:00 鹿児島市観光農業公園(グリーンファーム)

移動

16:35 鹿児島空港 発 — 18:25 羽田空港 着

質問項目

1 火山灰対策について

●徐灰、集積、運搬、処分の方法について

- ・例えば、市民の家の前に火山灰が積もった際に、その火山灰をどこに集積し、どこに持って行って、どこでどのように処分するのか等
- ・市としての市民対応について

●火山灰がもたらす影響について

- ・都市部へもたらす影響
- ・インフラへの影響、対策（物流、交通、水道、浄水場等）
- ・市場や畑、生鮮食料品への影響
- ・デジタル社会への影響

●火山灰の再利用について

- ・そもそも火山灰は再利用ができるのかどうか
- ・サーキュラーエコノミーの観点から、火山灰から何か生み出すことはできるのか
- ・火山灰を使ったアートの的なものを作っている事例があると思うが、行政としてはどのように伴走しているか

●火山灰に対する市民の意識について

- ・市民は火山灰に対してどのような意識をもっているのか
(火山灰を吸ったら健康被害を起こす可能性があると思ってしまうが、常時降灰しているとのことで火山灰と日常生活との付き合い方、共生の仕方等)
- ・市民の火山灰に対する意識醸成はどのように行えばいいか
- ・降灰のための防災訓練等を行っているのか
- ・現在横浜市は降灰がないため火山灰を身近に感じるのが難しいが、今後降灰が起こった時のために、行政向け、市民向けに何かアドバイスをいただきたい

2 鹿児島市観光農業公園（グリーンファーム）について

●施設の概要について

●貴施設での地産地消やグリーンツーリズムについて

※なお、本項目については、10分程度で説明をいただければと思っています。

ご説明をいただいた後に、自由に見学をさせていただく予定です。

3 政務活動費の充当の適法性の判断について

- (1) 政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例別表に定める項目に該当する必要があるところ、最高裁平成25年1月25日判決（平成22年（行ヒ）第42号）では、平成24年法改正前の政務調査費に関する事例につき、「本件使途基準が調査研究費の内容として定める「…経費」とは、議員の議会活動の基礎となる調査研究及び調査の委託に要する経費をいうものであり、議員としての議会活動を離れた活動に関する経費ないし当該行為の客観的な目的や性質に照らして議員の議会活動の基礎となる調査研究活動との間に合理的関連性が認められない行為に関する経費は、これに該当しないものというべきである。」としています。このことは、法改正後における政務活動費についても同様に判断されます（金沢地裁令和2年10月19日判決（平成28年（行ウ）第3号））。
- (2) 本件使途基準における調査研究のための必要性の判断については、「議員の調査研究活動は多岐にわたり、個々の経費の支出がこれに必要かどうかについては議員の合理的判断にゆだねられる部分があることも確かである。」とされています（最高裁平成22年3月23日判決（平成21年（行ヒ）第214号））。
- (3) 地方公共団体の歳出につき、法第208条第2項では「各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもつて、これに充てなければならない。」として会計年度独立の原則を規定しています。この原則が政務活動費に適用されるかについては、さいたま地判平成29年8月30日（平成27年（行ウ）12号）及び東京高裁平成30年4月18日（平成29年（行コ）第302号）において、「任意団体としての性質を有する議会の会派の支出について、地方自治法208条等の適用ないし類推適用があると解するのは困難である。」としています。したがって、政務活動費については、支出の原因となる事実がその年度中に発生していることを要するものではありません。
- (4) 広報費については、岡山地裁平成28年10月26日判決（平成27年（行ウ）第3号）で、「広報費（議員が行う活動、市政について住民に報告するために要する経費）が支出項目として掲げられているのは、政務活動費の支給対象となる議員が、議会活動や市政について、住民への情報発信を行うために要する経費を、議会活動に資するために必要な経費として認める趣旨と解される。したがって、広報費として認められるか否かの判断に当たっては、その支出が議員報告に関する支出であるか、その方法が合理的であるといえるか、支出額が内容等に照らし相当といえるか等の見地から、当該支出が議員の行う調査研究等のための支出として合理性を有するものといえるか否かについて審査すべきである。」とされています。

4 政務活動費の充当の適法性について

(1) 請求人の主張「その1」について

ア 請求人は、広報費として70万円を超える金額を現金で支払い、かつ、領収書も手書きであり、信用性に欠ける、と主張しています。

しかし、請求人が主張する事実から、領収書の信用性に欠けるとはいえない上、現に領収書どおりにタウン誌が発行されていることから、支払い方法や領収書の記載から、違法又は不当な政務活動費への充当とはいえません。

イ 請求人は、令和4年度の政務活動費として、令和5年2月24日に令和5年度分の広報費を支払っている、と主張しています。

しかし、上記3(3)で述べたとおり、政務活動費については、支出の原因となる事実がその年度中に発生していることを要するものではない上、計画的かつ効果的な広報のためタウン誌に掲載する枠を確保する必要がある場合もあるため、令和5年度中に発行されるタウン誌への記事の掲載に対する支出について、令和4年度分の政務活動費を充当することができるといえます。したがって、違法又は不当な政務活動費への充当とはいえません。

(2) 請求人の主張「その2」について

ア 請求人は、広報費としてタウン誌に総額で6,600万円が支払われている、と主張しています。

しかし、タウン誌への記事の掲載が、議会活動や市政に関する政策等を市民に周知するための広報である場合は、広報費として、掲載料に対して政務活動費を充当することが認められており、単にその金額の多寡のみによって違法又は不当な政務活動費への充当ということはできません。また、上記3(4)で述べたとおり、広報費としての充当が認められるかの判断については、その支出が議員報告に関する支出であるか、その方法が合理的であるといえるか、支出額が内容等に照らし相当といえるか等の見地から、当該支出が議員の行う調査研究等のための支出として合理性を有するかによって判断されるところ、掲載された記事は議会活動や市政に関する政策等と市民に周知するためのものであり、タウン誌が広く市民に読まれていること、支出額もタウン誌の発行元の掲載料金表に照らして相当であるといえることから、違法又は不当な政務活動費への充当とはいえません。

なお、令和6年1月31日付け市政報告掲載料（1月18日号）68,200円及び振込料550円分の広報費については、当該会派から、収支報告書を修正し当該広報費を返還する旨の申出があり、現在、手続を進めているため、返還請求の基礎を欠くこととなります。

イ 請求人は、タウン誌の掲載は、政務活動とはほど遠い自己宣伝でしかない、と主張しています。

しかし、タウン誌に掲載された記事は、議会活動や市政に関する政策等を市民に

周知するための広報であり、自己宣伝でしかないということはありません。したがって、違法又は不当な政務活動費への充当とはいえません。

(3) 請求人の主張「その3」について

ア 請求人は、資料購入費として同一団体から20名の議員が同じ資料を購入しているが、同じ資料を購入する必要はない、と主張しています。

しかし、個々の議員が必要に応じて同一の資料を購入したのであって、同一団体から20名の議員が同じ資料を購入していることのみをもって、直ちに購入の必要性を否定することはできません。したがって、違法又は不当な政務活動費への充当とはいえません。

イ 請求人は、資料購入費として充当されているが、会費とすべきである、と主張しています。

しかし、月刊誌として毎月資料が郵送されてくるものに対する対価であるため、図書購入費又は新聞雑誌購読料に当たることは明らかです。したがって、違法又は不当な政務活動費への充当とはいえません。

(4) 請求人の主張「その4」について

請求人は、研修費として啓発団体の会費が支払われているが、自身の精神修養のためであり、政務活動費を充当すべきでない、と主張しています。

この点につき、当該議員より収支報告書を修正し、本研修費に係る費用を全額返還するとの申出があり、現在、手続を進めているため、返還請求の基礎を欠くこととなります。

(5) 請求人の主張「その5」について

請求人は、調査研究費として視察に要した費用につき、視察報告書の提出がない以上、政務活動費を充当すべきでない、と主張しています。

しかし、政務活動は、会派又は議員が自らの責任において適切に実施し、政務活動費の交付を受けるに当たっては、条例、規則、規程、手引き等に基づき適正な手続を経るべきものです。また、本件調査研究費は、条例別表において、政務活動費を充てることができる経費として規定されている調査研究費の範囲の中で充当されたものであり、条例第6条に基づき議長への収支報告書の提出を受けています。

なお、宿泊を伴う視察等については、手引きの「4 政務活動費の支出に当たっての留意事項」エ(イ)において、活動年月日、活動場所、相手方、参加者、活動目的、活動内容、経費等を記録した書類・資料等を整えておくことを求めており、本件においては住民監査請求がなされたことから、議員から当該記録が資料として提出されましたが、視察報告書の提出は、政務活動費の充当の要件ではありません。

また、請求人は、「観光農園の視察にいき10分の説明で良いとするのはあまりにも失礼な行為」としています。しかし、事実証明書その5の2枚目の「行程表」において鹿児島市観光農業公園（グリーンファーム）の視察時間は「13：00～14：00」

としており、3枚目の「質問事項」においても「2鹿児島市観光農業公園（グリーンファーム）について」の項で、「※なお、本項目については10分程度ご説明をいただければと思っています。ご説明をいただいた後に、自由に見学をさせていただく予定です。」としていることから、視察の実施自体は1時間程度の時間を予定していたものです。実際、議員にヒアリングしたところ約1時間程度視察を行ったとのことでした。したがって、視察報告書の提出がないことのみをもって、違法又は不当な政務活動費への充当とはいえません。

5 結論

以上のとおり、請求人の主張には理由がないことから、本件措置請求については棄却されるべきものです。